

貸与品及び費用負担一覧

(1) 貸与品について

貸与品については、下記のとおりとする。

ただし、下記以外の貸与品については、委託者の指示による。

○委託者が受託者に貸与するもの

区分	
業務システム関連品	水道料金システム関連機器 ・端末及び周辺機器 ・納付書等の出力プリンター（ラインプリンター）及びディタッチャー・バースター機 検針・収納システム関連機器 ・システムパソコン及びハンディターミナル機器等周辺機器 OCR（光学式文字読み取り装置）システム 財務会計システム（給水工事費、修繕費等の入力及び出力）関連機器及び修繕工事受付業務システム関連機器 ・システムパソコン及びプリンター ・システム機器及び周辺機器 管路管理システム関連機器 ・システムパソコン及びスキャナー ・管路管理システム（ファイリング入力システムを含む） ・給水装置工事申請システム
給水装置工事関係書類	検査業務対象に係る工事関係書類 ・給水装置工事申込書関係書類 ・しゅん工検査関係書類
事務用備品	＊事務用備品は貸与とし必要数等については、委託者と受託者が協議の上、決定する。
帳票類等	委託業務に必要な帳票類一式

(2) 経費の負担区分について

経費の負担区分については、下記のとおりとする。

ただし、下記以外の経費の負担については、委託者の指示による。

○受託者が負担するもの

区分	
事務所費	委託場所及び事務所の使用に伴う経費（改造費含む）
事務機器等（委託者が提供するもの以外）	委託場所へ新たに設置する機器等（コピー機、プリンター、その他の事務機器、セキュリティー確保の備品等）
事務用品等消耗品費	現金取扱領収印、その他事務用品一式
被服費	業務従事者の制服、名札等
社会保険料等費用	業務従事者の法定福利費等の社会保険料及び福利厚生費
車両等維持費	受託者の車両に係る全経費
保険料	業務に必要な賠償責任保険料等
通信費	受託者の固定・携帯電話使用料
工事検査に係る資器材類	<p>現地検査に必要な資器材類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポケット残留塩素計 ・遊離残留塩素試薬 ・ウォーキングメジャー ・メジャー ・デジタルカメラ <p>その他必要と考えられる工具類</p>
その他	その他業務に必要な費用

○委託者が負担するもの

区分	
施設管理費	光熱水費、施設記事管理に係る維持費
業務システム関連費	<ul style="list-style-type: none"> ・業務システム維持管理に係る経費 ・端末及び周辺機器経費 ・ハンディターミナル，周辺機器及び消耗品 ・保守
保守点検費	貸与品の保守点検費用
通信費	電話使用料（受託者の固定・携帯電話使用料を除く）

後納郵便物等郵送料	<p>以下の郵送料は委託者が直接支払う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入通知書 ・督促通知書 ・催告通知書 ・口座振替済通知書 ・その他委託者が必要と認める郵便物
手数料	<p>以下の手数料は委託者が直接支払う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替手数料 ・郵便振替手数料 ・コンビニ収納代行手数料
印刷製本費	<p>以下の帳票類の発注は委託者が行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入通知書 ・督促通知書 ・催告通知書 ・口座振替済通知書 ・水道使用水量等のお知らせ ・漏水のお知らせ等 ・修繕工事申込受付簿 ・修繕工事施工票 ・受付日報報告書 ・材料集計表 ・各種封筒 ・その他委託者が必要と認める帳票類
事務用備品	委託者が貸与する業務システムで出力する用紙等